

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する
規則（案）

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則(昭和39年川崎市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（特別支援学校）

名称	障害種別	部、学科等	
川崎市立聾 ^{ろう} 学校	聴覚障害	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
		高等部本科	普通科
			ライフクリエイティブ科
川崎市立中央支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		知的障害	中学部
	高等部		
	川崎市立田島支援学校	知的障害 肢体不自由	高等部
川崎市立田島支援学校桜校		知的障害	小学部
	肢体不自由	中学部	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

制 定 理 由

養護学校及び田島養護学校の名称を変更し、並びに田島支援学校桜校を新設するとともに、特別支援学校が対象とする障害種別を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則 昭和39年4月1日教委規則第1号 (第1条～別表第1 略)		○川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則 昭和39年4月1日教委規則第1号 (第1条～別表第1 略)	
別表第2 (特別支援学校)		別表第2 (特別支援学校)	
名称	障害種別	部、学科等	
川崎市立聾(ろう)学校	聴覚障害	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
		本科	ライフクリエイト科
川崎市立 中央支援 学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
	知的障害	高等部	
川崎市立田島 支援 学校	知的障害 肢体不自由	高等部	
川崎市立田島 支援学校桜校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
川崎市立 養護 学校		小学部	
		中学部	
		高等部	
		高等部本科	普通科 ライフクリエイト科
川崎市立田島 養護 学校		小学部	
		中学部	
		高等部	

川崎市立養護学校小学部分教室新設と川崎市立田島養護学校再編整備説明図

1. 川崎市立養護学校小学部分校新設説明図

平成 25 年 4 月

川崎市立養護学校

中学部	知的	〈位置〉 高津区久本 3 -7-1
高等部	知的	

川崎市立養護学校 分教室

高等部	知的	〈位置〉 中原区上小田 中 3-10-5
-----	----	----------------------------

川崎市立大戸小学校

小学校	重複障害特別支援学級 (学校教育法第 81 条)	〈位置〉 中原区下 小田中 1 -4-1

川崎市立稲田小学校

小学校	重複障害特別支援学級 (学校教育法第 81 条)	〈位置〉 多摩区宿 河原 3- 18-1

平成 26 年 4 月

川崎市立中央支援学校 本校舎

中学部	知的	〈位置〉 高津区久本 3- 7-1
高等部	知的	

川崎市立中央支援学校 高等部分教室

高等部	知的	〈位置〉 中原区上小田中 3-10-5
-----	----	---------------------------

川崎市立大戸小学校 分校舎

小学校	特別支援学級 (学校教育法第 81 条)	〈位置〉 中原区 下小田 中 1-4- 1
川崎市立中央支援学校 大戸分教室 知的・肢体 (学校教育法第 72 条)		

川崎市立稲田小学校 分校舎

小学校	特別支援学級 (学校教育法第 81 条)	〈位置〉 多摩区 宿河原 3 -18- 1
川崎市立中央支援学校 稲田分教室 知的・肢体 (学校教育法第 72 条)		

2. 川崎市立田島養護学校再編整備説明図

平成 24 年 4 月

平成 24 年 9 月～25 年 3 月

平成 26 年 4 月

小学部	知的	〈位置〉 川崎区 田島町 20-5	小学部	知的	〈位置〉 川崎区 池上新 町 1-1- 3
中学部	知的		中学部	知的	
高等部	知的		高等部	知的	

仮設校舎

川崎市立田島支援学校 本校

高等部	知的・肢体	〈位置〉 川崎区田島町 20-5
-----	-------	------------------------

川崎市立田島支援学校 桜校

小学部	知的・肢体	〈位置〉 川崎区池上新 町 1-1-3
中学部	知的・肢体	

川崎市立中央支援学校学則新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>川崎市立<u>中央支援学校</u> 学則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 2 条 この学校は、<u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 72 条に基づき、障害のある児童又は生徒に対し、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育をおこない、併せて個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的とする。</u></p> <p><u>2 対象とする児童又は生徒の障害は、教育委員会規則で別途定めることとする。</u></p>	<p>川崎市立<u>養護学校</u> 学則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 2 条 この学校は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に定める程度に心身に障害を有する者(主として「知的障害者」)に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育をおこない、併せて個々の生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。</p>

川崎市立田島支援学校学則新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>川崎市立田島<u>支援学校</u>学則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 2 条 この学校は、<u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 72 条に基づき、障害のある児童又は生徒に対し、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</u></p> <p><u>2 対象とする児童又は生徒の障害種別は、教育委員会規則で別途定めることとする。</u></p>	<p>川崎市立田島<u>養護学校</u>学則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 2 条 この学校は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に定める程度に障害を有する者(主として「知的障害者」)に対して小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする。</p>